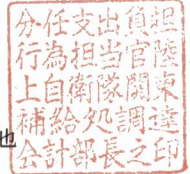


公 告

公告 第 23 号
令和8年7月24日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6PQL1S000260		6PQV1AG0013 0001				EAV-Z000013	
品名 または 件名							
産業廃棄物委託処理							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
関東処通信電子部				関東処通信電子部保管分類課			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和8年11月30日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書」については、調達会計部契約課及びホームページに掲載（掲載）する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

入札日時場所：令和8年8月26日（水）13時10分 関東補給処A 2 多目的室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争参加資格の年度は、令和07・08・09年度とする。
- (2) 競争参加地域は、関東・甲信越とする。
- (3) 入札時に必ず資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
- (4) 入札において代理人が入札をする場合は、委任状を提出するものとする。
- (5) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。
- (6) 入札書には必ず住所・会社名・代表者名及び応札を担当する者の氏名と連絡先を記載するものとする。
- (7) 入札書の押印は省略できるものとする。

8 契約条項

適用する契約条項は、産業廃棄物処理委託契約書（公益財団法人全国産業廃棄物連合会作成）を基準とし、関東補給処標準契約書の談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）、暴力団排除に関する特約条項（第11号）とする。

本公告は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 関東補給処調達会計部

陸上自衛隊関東補給処調達会計部ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadept/tyokai/honsyo/honsyo.index.html>に掲載。

QRコードから公式サイトにアクセスできます。



9 問い合わせ先

仕様書に関する問い合わせ先

関東補給処 通信電子部 大槻

(電話029-842-1211 内線4953)

本書記載事項の問い合わせ先

調達会計部 契約課 契約班 丹治

(電話029-842-1211 内線2236)

〒300-0837

茨城県土浦市右廻 2 4 1 0

陸上自衛隊 関東補給処

調達会計部 契約課 契約班

10 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること、なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びビに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。(但し、市場価格方式による場合は、除く。)

11 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積した金額の110分の100に相当する金額を記載する。
- (2) 郵便による入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、入札日、公告番号、件名を朱書きして封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて入札日前日(入札日の前日等が閉庁日の場合、閉庁日前直近の開庁日)12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

12 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 契約金額は、落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- (3) 1回目の入札において郵便入札があり落札しない場合の再度入札は、令和8年8月31日(月)13時10分 関東補給処A2多目的室(A庁舎2階)で行う。
- (4) 郵便による再度入札は、作成した入札書を小封筒に入れ小封筒表に、再度入札日、公告番号、件名を朱書きして

封印し外封筒に入れ、外封筒にも、再度入札日、公告番号、件名を記載し、郵便書留等にて再度入札日前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）12時00分までに契約課に必着とする。郵送した際、その旨を確実に連絡すること。また、届いたかどうかの確認をすること。

13 違約金

落札者等が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者等が契約締結に応じないものとみなし、落札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

14 入札の無効

- (1) 第2項及び第10項の参加資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

15 契約書の作成

落札業者は落札決定後、契約金額により遅滞なく関東補給処標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。なお、契約書の割印及び袋とじは実施しない。

16 その他

最低価格の入札金額が分任支出負担行為担当官が定める調査基準額を下回る場合は、入札価格の内訳書といった積算資料等の提出を求める場合があります。

積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その説明を求める場合があります。

積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者とし場合があります。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理		EAV-Z000013	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 7年 5月 22日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	関東補給処 航空部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処が実施する産業廃棄物処理（以下，“処理”という。）の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	
	木くず	
	金属くず	
	紙くず	
	ガラスくず	
	コンクリートくず	
	陶磁器くず	
	がれき類	
	水銀使用製品	
	非飛散性アスベスト	飛散性アスベスト以外

表1－種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
特別管理産業廃棄物	廃油	廃油のうち、揮発油類・灯油類・軽油類
	廃酸	廃酸のうち、pH 2. 0以下のもの。
	廃アルカリ	廃アルカリのうち、pH 12. 5以上のもの。
	感染性産業廃棄物	感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物）
	特定有害産業廃棄物	
	廃油	廃油のうち、トリクロロエチレンなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のヌに示す有害物質の基準を超えて含むもの。
	廃水銀等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のニに掲げる廃棄物
	汚泥・廃酸・廃アルカリ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項のルに掲げる廃棄物
	飛散性アスベスト （廃石綿など）	廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げる事業などによって発生したもの。 a) 石綿建材除去作業（建築物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ又は含むものの除去を行う事業をいう。）にかかるもの。 b) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じるもの。 c) 輸入されたもの。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。

2.2 処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は、表1による。

なお、数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.3 処理の区分

処理の区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、収集、運搬及び処分とする。

2.4 処理基準

処理基準は、次による。

- a) 産業廃棄物の処理は、法第12条による。
- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、“管理票”という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

2.6 引渡し場所・時期

引渡し場所及び時期は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 使用器材等

役務に使用する器材等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

なお、役務で発生した資材等は、契約の相手方が処分する。

2.9 役務作業の中止

役務作業の中止については、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方との調整による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は、この役務終了後検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受ける。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2によるほか、細部は、調達要領指定書によって指定する。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	注記
1	工程表	b)	b)	b)	社内様式
2	産業廃棄物処理業の許可書（写し）				—
3	写真帳 ^{a)}				—
4	管理票（B 2 票，D 票及びE 票）				—
注 ^{a)} 写真帳の作成については，事前に契約担当官等の指示を受ける。					
注 ^{b)} 部数，提出先及び提出時期については，調達要領指定書によって指定する。					

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立ち入りについては、所定の立ち入

り手続きを行う。

- b) 駐屯地の中での行動（出入門手続き，火気取り扱い，作業用通路など）は，駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお，やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合は，所定の手続きを行う。

- c) 契約の相手方は，この契約の履行にあたり，直接又は間接に関らず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は，安全に対する検討を行い，必要な処置を講ずるなど安全管理を徹底する。また，必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 P Q V 1 A G 0 0 1 3
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 1 4 日
	作 成 部 課	通 信 電 子 部 保 管 分 類 課
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 6 月 5 日
品 名	産業廃棄物委託処理	
仕様書番号	EAV-Z000013	

指定事項

1

2.2 処理の対象

種 類	数 量	備 考
木くず(パレット)	9,100Kg	釘を含む
廃プラスチック類	7,900Kg	

2

2.6 引渡し場所・時期

- (1) 引渡し場所は通信電子部保管分類倉庫、屋内外とし、契約の相手方はその細部について契約担当官等の指示を受けるものとする。
- (2) 引渡し時期については、契約後に双方で調整し決定する。
- (3) 積載は契約の相手方が行うものとする。

3

4.1 提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	工程表	1部	検査官	契約後速やかに	社内仕様
2	産業廃棄物処理業の許可書(写し)		契約担当官		—
3	写真帳		検査官	本役務終了後、速やかに	—
4	管理票 (B2票、D票及びE票)			B2票、D票、E票は産業廃棄物の各段階終了後、速やかに	—

注^{a)} 役務対象品の積載時、計量時、荷卸前及び処分後に撮影した写真を貼付するものとする。

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年6月5日		記入者 右松 義央	
2	排出事業者の名称等	名称	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地	所属	関東補給処 通信電子部
		所在地	〒 300-0837 茨城県土浦市右廻2410番地	担当者	右松 義央
				TEL	029-842-1211(2705)
				FAX	029-842-1211(2743)
3	廃棄物の名称	木くず			
4	廃棄物の発生工程				
	☐ 工程図等添付				
5	廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ 産業廃棄物 ☒ その他 (木くず(木製パレット)、若干の釘付き) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銲さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロエチレン (×) 1,3-ジクロロベン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン			
7	廃棄物の組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質	物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	
		木くず	9,100Kg		
	☐ その他主要成分				
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()			

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2-アミノアセトフェノン ☐ 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)			
10	有害特性 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()			
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☒ 固形 ☐ 泥状 ☐ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)			
12	品質安定性	経時変化(☒ 有 ☐ 無) 有る場合は具体的に記入 (雨などで水分が含まれ重量が増す場合がある。)			
13	荷姿	☐ 容器 () ☐ 車両 () ☒ その他 (パラ)			
14	排出頻度 数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (9,100) ☒ kg ☐ t ☐ ㎡ ☐ m ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☒ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日			
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載			
	保護具	☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 ()			
	応急処置	☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 ()			
	漏洩時措置	除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 ()			
	火災時措置	水による消火 ☒ 可 ☐ 不可 → 消火方法 ()			
	その他 ☐ 有 ☒ 無				
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ☒ 無) 分析表 (☐ 有 ☒ 無) サンプル (☐ 有 ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ☒ 無) その他 (☐ 有 ☒ 無) 具体的には → ()			
<変更履歴/内容確認欄>					
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年6月5日		記入者 右松 義央																															
2	排出事業者の名称等	名称	陸上自衛隊 霞ヶ浦駐屯地	所属	関東補給処 通信電子部																														
		所在地	〒 300-0837 茨城県土浦市右廻2410番地	担当者	右松 義央																														
				TEL	029-842-1211(2705)																														
				FAX	029-842-1211(2743)																														
3	廃棄物の名称	廃プラスチック類																																	
4	廃棄物の発生工程																																		
	☐ 工程図等添付																																		
5	廃棄物の種類	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ その他 (廃プラスチック類)																																	
	☒ 産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等																																	
	☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)																																	
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン																																	
7	廃棄物の組成・成分情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名又は品名</th> <th>量・濃度</th> <th>CAS登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>7,900Kg</td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号	廃プラスチック	7,900Kg																									
物質名又は品名	量・濃度	CAS登録番号																																	
廃プラスチック	7,900Kg																																		
	☐ 情報伝達が義務付けられている危険・有害物質																																		
	☐ その他主要成分																																		
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()																																	

9	水道水源における消毒副生成物前駆物質 ☐ 有 ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)																																				
10	有害特性 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()																																				
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☒ 固形 ☐ 泥状 ☐ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強) 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 水分(%)																																				
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()																																				
13	荷姿	☐ 容器 () ☐ 車両 () ☒ その他 (パラ)																																				
14	排出頻度・数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (7,900) * ☒ kg ☐ t ☐ ㎡ ☐ m ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☒ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日																																				
15	特別注意事項	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 保護具 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 () 応急処置 ☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気の場所に移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 () 漏洩時措置 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 火災時措置 水による消火 ☒ 可 ☐ 不可 → 消火方法 () その他 ☐ 有 ☒ 無																																				
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ☒ 無) 分析表 (☐ 有 ☒ 無) サンプル (☐ 有 ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ☒ 無) その他 (☐ 有 ☒ 無) 具体的には → ()																																				
<変更履歴/内容確認欄> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>日付</th> <th>区分</th> <th>排出事業者担当者</th> <th>処理業者担当者</th> <th>変更内容/備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考																														
No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容/備考																																	

入 札 書

金額 ￥

(消費税及び地方税額を含まない)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
産業廃棄物委託処理	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	関東補給処 通信電子部	納 期	令和8年11月30日		
入札保証金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年8月26日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

委 任 状 (入 札 等)

陸上自衛隊 関東補給処
調達会計部長 青木 哲也 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、委任解約した場合には連署の上、お届けします。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。